

「地域における自殺の基礎資料（平成 27 年 3 月）」の利用に当たって

平成 27 年 4 月

内閣府自殺対策推進室

I. 本資料の概要及び目的

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、内閣府自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データ（平成 27 年 3 月分）に基づいて、平成 27 年 3 月の全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計した。

II. 本資料に用いられているデータについて

1. 自殺者数について

(1) 平成 27 年 3 月の自殺者について、「住居地」及び「発見地」の 2 通りでそれぞれ集計している。「住居地」とは、自殺者の住居があった場所、他方、「発見地」とは、自殺死体が発見された場所を意味している。

(2) 平成 27 年 3 月の自殺者について、「発見日」及び「自殺日」の 2 通りでそれぞれ集計している。「発見日」とは、自殺死体が発見された日を意味している。「自殺日」とは、自殺をした日を意味している。

(3) 自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を 3 つまで計上可能としているため、原因・動機特定者的原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

2. 自殺死亡率について

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを 10 万人当たりの数値に換算したもの。月間の自殺死亡率とともに、年率換算した自殺死亡率（月間の自殺者数を年間の自殺者数に換算して算出した自殺死亡率）を掲載している。

※1 各地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（平成

26年1月1日）に基づき整理。

3. 各集計項目について

警察庁の自殺統計データにおける分類に基づき、以下のとおり区分している。

(1) 年代について

20歳未満、20～29、30～39、40～49、50～59、60～69、70～79、80歳以上に区分。

(2) 職業について

【4区分】

自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人、無職、不詳

【8区分】

自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人、不詳のほか、無職について学生・生徒等と無職者の2区分を内数として別立てで表記。

さらに、無職者について以下の4区分を内数として別立てで表記。

・無職者

主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者

※その他無職者には主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者（利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）が含まれる。【30区分】の③- (ii) 無職者に含まれる「その他の無職者」とは異なること、また、平成22年8月以前と定義が異なることに注意。

【30区分】

自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人、無職をそれぞれ以下の通り細分化。

①自営業・家族従業者

農・林・漁業、販売店主、飲食店主、土木・建築業自営、不動産業自営、製造業自営、
その他の自営業主

②被雇用者・勤め人

専門・技術職、管理的職業、事務職、販売従事者、サービス業従事者、技能工、保安従事者、通信運輸従事、労務作業者、その他

③無職

学生・生徒等と無職者の2区分を内数として別立てで表記。さらに、それぞれを以下のとおり細分化。

(i) 学生・生徒等

未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等

(ii) 無職者

主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、浮浪者、その他無職者

(3) 原因・動機について

家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題、その他、不詳に区分。

(4) 場所について

【7区分】

自宅等、高層ビル、乗物、海（湖）・河川等、山、その他、不詳

【21区分】

上記の7区分に、以下の区分を追加。

学校、勤め先、病院、福祉施設、ホテル・旅館、デパート、駅構内、鉄道線路、路上、公園、社寺境内、田畠

さらに、自宅等と海（湖）・河川等の各項目について、以下のとおり細分化。

- ・自宅等

- 自宅、下宿・寮

- ・海（湖）・河川等

- 海（湖）・河川、池・沼

(5) 手段について

【7区分】

首つり、服毒、練炭等、飛び降り、飛込み、その他、不詳

※「その他」には有機溶剤吸引、排ガス、その他のガス、感電、焼身、爆発物、銃器、刃物、入水、その他が含まれる。

III. その他留意事項について

1. 各集計表における数字の表記について

自殺者数の公表に当たっては、他の情報と照合しても個人が識別されないよう、「都道府県」及び「市区町村」の各表においては、以下のとおり処理している。

- (1)当該自治体内の自殺者総数の数値が1又は2の場合：自殺の年月、曜日、時間帯、男女別、年齢別、同居人の有無別の内訳のみ公表。
- (2)欄の数値が1又は2でない場合においても、当該欄の数値を表示することによって、他の欄の1又は2の数値が明らかになる場合：数値を記載せず

2. 震災関係

被災地集計表については、災害救助法適用市町村（東京都を除く）について再集計している。